

総 税 市 第 2 6 号

平成 2 8 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣

地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）  
の一部改正について

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 2 8 年法律第 1 3 号）、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成 2 8 年政令第 1 3 3 号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 2 8 年総務省令第 3 8 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成 2 8 年総務省令第 3 9 号）が平成 2 8 年 3 月 3 1 日にそれぞれ公布され、いずれも原則として同年 4 月 1 日（地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成 2 8 年総務省令第 3 9 号）は平成 2 9 年 4 月 1 日）から施行されることとされました。

これに伴い、「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」（平成 2 2 年 4 月 1 日総税市第 1 6 号総務大臣通知）を下記のとおり改正しますので、貴職におかれましては、この趣旨を御理解いただき、適切に対処されるようよろしくお願い申し上げます。また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようよろしくお願い申し上げます。

なお、本通知は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」について、別添新旧対照表のように改正する。

本通知による改正後の次に掲げる規定は、それぞれに定めるところにより適用する。

- イ ロからチまでに掲げる規定以外の規定 平成 2 8 年度以後の年度分の個人の市町村民税、平成 2 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税
- ロ 第 1 章 1 1 の 2 平成 2 9 年 1 月 1 日以後に行われる合併又は分割
- ハ 第 1 章 1 6 平成 2 9 年 1 月 1 日以後に滞納となった地方団体の徴収金（同日前に事業を譲渡した場合における当該事業に係るものを除く。）
- ニ 第 1 章 1 8 平成 2 9 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割
- ホ 第 2 章 4 5（9）、4 5 の 4（9）及び 5 4 の 2 地域再生法の一部を改正する法律（平成 2 8 年法律第 号）の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税

- へ 第2章52(2) 平成29年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税
- ト 第4章 平成29年4月1日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割及び平成29年度以後の年度分の軽自動車税の種別割
- チ 第9章3(5)ウ 電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度分の法人の事業及び施行日の属する年以後の年分の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課すべき事業所税

また、「地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税関係)の一部改正について」(平成27年4月1日総税市第22号総務大臣通知)による改正後の第2章56、56の2及び56の3の規定は平成30年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用することに改めること。